

公益財団法人日本健康・栄養食品協会
機能性表示食品届出資料検討部会設置運営要項

(目的)

第1条 公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「当協会」という。）の機能性表示食品届出資料検討部会の設置運営に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(設置)

第2条 当協会に機能性表示食品届出資料検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(運営)

第3条 部会は、当協会の事業運営方針に従い、機能性表示食品制度（以下「当該制度」という。）の円滑な運用を図るものとする。

(活動)

第4条 部会は、当該制度の理解促進と、届出手続きの迅速化、効率化を目的とし、もって当該制度の信頼性向上に繋げられるよう次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 適正な届出資料作成に関する調査、研究、立案
- (2) その他部会の目的達成に必要な活動

(部会の構成員及び委嘱等)

第5条 部会に属する構成員（以下「部会員」という。）は、当協会の機能性食品部所属の会員企業又は団体に属する者のうち、機能性表示食品の届出に係る事項に関する専門知識、実務経験等を持つとともに、各種調査、研究、立案等の実務作業を遂行可能な者の中から募集するものとし、参加を希望する場合は、所定の参加申込書を事務局に提出するものとする。

2 部会員は、理事長が委嘱し、任期は原則として委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、交代における任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会員が退職、異動等やむを得ない理由により、部会に参加できなくなった場合は、部会長及び事務局の承認を得て、その部会員と同じ企業又は団体に属する者と交代することができる。

(部会長等)

第6条 部会には次の部会長等を置くものとする。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名以内

(部会長等の選任と委嘱)

第7条 部会長は、事務局の推薦を受けた部会員の中から部会の決議によって選任し、理事長が委嘱する。副部会長は、部会員の中から部会長が選任し、理事長が委嘱する。

(部会長等の任期)

第8条 部会長等の任期は、原則として委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再選を妨げない。

2 任期の満了前に部会長等に欠員を生じたときは、前条に準ずるものとする。ただし、交代における任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(部会長等の責務)

第9条 部会長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その責務を代行する。

- 3 部会員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(分科会等の設置)

- 第10条 部会長は、必要に応じて、事務局の同意を得て部会に分科会等を置くことができる。
- 2 分科会等は、部会員の中から部会長と事務局の協議により定められた部会員をもって組織し、分科会等の代表は、当該分科会等の部会員の中から部会長が事務局と協議の上選任するものとする。
- 3 分科会等は、部会の目的を達成するための課題を遂行するものとする。

(会議等)

- 第11条 部会長及び分科会等の代表は、会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会長及び分科会等の代表は、必要に応じて、事務局の同意を得て当該制度の円滑な運用を図る上で識見を有する者を会議等に招致することができる。
- 3 部会は、機能性表示食品に関する情報の共有を図るために、必要に応じて、事務局の同意を得て他の部会等と合同で会議を開催することができる。

(代理者の出席)

- 第12条 会議に部会員がやむを得ない理由により出席できない場合には、議長又は事務局の同意を得て、代理者を出席させることができる。

(合議)

- 第13条 会議等において決議を必要とする場合は、出席した議長及び部会員の合議をもって行うものとする。
- 2 合議する内容については、事前に議長及び事務局が協議するものとする。

(議事録)

- 第14条 会議等の議事については、次の事項を記載した議事録を部会員が作成し、事務局が保管するものとする。
 - (1) 会議の開催日時及び開催場所
 - (2) 出席した議長及び部会員の氏名
 - (3) 議題及び議事要旨

(旅費等)

- 第15条 会議等に係る部会員の旅費交通費等は、部会員が負担するものとする。

(事務局)

- 第16条 部会等の事務局は、当協会の機能性食品部に置く。
- 2 事務局は、運営に関する事務手続き等を掌理するものとする。

(雑則)

- 第17条 この要項は、部会長及び事務局が協議し、理事長が定める。

(改廃)

- 第18条 この要項の改廃は、部会長及び事務局が協議し、理事長の承認を経て行う。

附 則

- この要項は、平成29年7月1日から施行する。
- この要項は、平成31年4月1日から改正する。